

### 第3章 行政不服審査会の状況

#### 1 行政不服審査会

2016年4月1日から施行された行政不服審査法の全部改正に伴い、前身の情報公開・個人情報保護審査会を改組して設置した機関であり、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を含め、市が行う行政処分全般における審査請求について、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申します。

審査会の委員は任期2年の5名で構成され、2019年度は、下記のメンバーで運営いたしました。

なお、本章では審査会の状況のうち、「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」に関するものについてまとめています。

#### 行政不服審査会委員名簿

(2020年3月31日現在)

	氏名	職業	備考(※)
会長	野村 武司	東京経済大学現代法学部教授	1998年10月～
職務代理	田村 達久	早稲田大学法学学術院教授	2009年 4月～
委員	橘 高 真佐美	弁護士	2011年10月～
委員	三木 由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事長	2016年 7月～
委員	堀江 信夫	公益財団法人 神奈川産業振興センター専務理事	2019年10月～

※前身の町田市情報公開・個人情報保護審査会から在籍している委員については、旧審査会における着任年月を記載しています。

#### 2 2019年度 行政不服審査会の開催状況

2019年度は、下記のように11回開催されました。なお、審査会の事件番号は、実施機関から諮問された順に年度ごとに付番しています。

##### 第1回審査会 2019年4月26日開催

2018年度第4号事件 内部討議

2017年度第1号事件 内部討議

##### 第2回審査会 2019年5月31日開催

2018年度第11号事件 審査請求人による口頭意見陳述

2017年度第1号事件 内部討議

2017年度第3号事件 内部討議

##### 第3回審査会 2019年6月28日開催

2017年度第1号事件 内部討議

2017年度第2号事件 内部討議

2017年度第3号事件 内部討議

##### 第4回審査会 2019年7月26日開催

2017年度第3号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議

2017年度第8号事件 内部討議

2017年度第2号事件 内部討議

##### 第5回審査会 2019年8月23日開催

2018年度第11号事件 内部討議

2017年度第2号事件 内部討議

2017年度第3号事件 内部討議

- 2017年度第8号事件 内部討議
- 第6回審査会** 2019年9月27日開催
- 2017年度第8号事件 内部討議
- 2017年度第3号事件 内部討議
- 第7回審査会** 2019年11月8日開催
- 2017年度第3号事件 内部討議
- 2017年度第8号事件 内部討議
- 第8回審査会** 2019年12月25日開催
- 2017年度第8号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議
- 2017年度第3号事件 内部討議
- 第9回審査会** 2020年1月17日開催
- 2017年度第8号事件 内部討議
- 2018年度第3号事件 内部討議
- 2018年度第1号事件 内部討議
- 2018年度第2号事件 内部討議
- 第10回審査会** 2020年2月20日開催
- 2017年度第8号事件 内部討議
- 第11回審査会** 2020年3月11日開催
- 2017年度第8号事件 内部討議

3 不服申立て（審査請求）の状況

2019年度は、下記のとおり2件の審査請求がありました。

種 別	件 数
公文書公開請求	0件
個人情報開示等請求	2件
合 計	2件

4 答申の状況

2019年度は、4件の答申が出されています（2017年度第1号事件、2017年度第3号事件、2018年度第4号事件、2018年度第11号事件）。

そのうち、公文書公開請求及び個人情報開示等請求に係る答申は、93ページ～104ページに掲載しています。

答 申 区 分			合 計
認容	一部認容	原処分維持	
0件	2件	2件	4件

5 2019年度審査会事件一覧

2017年度第1号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2016. 10. 11	決定内容	非開示
審査請求年月日	2016. 12. 27	諮問年月日	2017. 5. 2
答申年月日	2019. 7. 17	答申内容	一部認容

「障害者虐待防止法に基づく通報書」ほか1件について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部障がい福祉課）は「非開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査の結果、2019年7月17日に答申がありました。

## 2017年度第2号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2016. 9. 15	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2016. 12. 27	諮問年月日	2017. 5. 2

「知的障害者（児）サービス台帳」ほか2件について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部障がい福祉課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

## 2017年度第3号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2016. 10. 28	決定内容	不存在
審査請求年月日	2017. 1. 29	諮問年月日	2017. 5. 2
答申年月日	2020. 1. 15	答申内容	一部認容
裁決年月日	2020. 2. 20	裁決内容	答申のとおり

「神奈川県立津久井やまゆり園で2016年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：議会事務局）は「不存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査の結果、2020年1月15日に答申がありました。

## 2017年度第8号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2016. 10. 28	決定内容	公開、部分公開、非公開
審査請求年月日	2017. 1. 29	諮問年月日	2018. 1. 19

「やまゆり園事件に関する報道関係取材報告書（2016年7月26日付）」ほか3件について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広報課、地域福祉部障がい福祉課、子ども生活部子ども総務課、子ども生活部保育・幼稚園課、市民病院事務局総務課）は「公開決定」、「部分公開決定」及び「非公開決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

## 2018年度第1号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2017. 8. 29	決定内容	不存在
審査請求年月日	2017. 9. 11	諮問年月日	2018. 4. 4

「就労支援に係るご要望への対応について 2016年12月8日書面に対して職員課の対応した件」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部職員課）は「不存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

## 2018年度第2号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2017. 10. 6	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2017. 10. 24	諮問年月日	2018. 4. 4

『「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、」を「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否した合理配慮がなかった。そのための」に改める』という個人情報訂

正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第3号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2017. 4. 28	決定内容	非公開、不存在
審査請求年月日	2017. 8. 16	諮問年月日	2018. 4. 5

「16町政聴要第660号の2に関わる一切の書類（ヒアリング実施者（指定管理者含む）の報告書、決裁書含む）」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：文化スポーツ振興部スポーツ振興課）は「非公開決定、不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第4号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2017. 11. 13	諮問年月日	2018. 4. 11
答申年月日	2019. 5. 7	答申内容	原処分維持
裁決年月日	2019. 6. 18	裁決内容	答申のとおり

実施機関（処分担当課：財務部納税課）は審査請求人に対し、2017年10月13日付で、公売通知処分を行いましたが、請求人から処分の取り消しを求める審査請求があり、審査会にて審査の結果、2019年5月7日に答申がありました。

2018年度第6号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2018. 4. 11	決定内容	部分公開
審査請求年月日	2018. 4. 26	諮問年月日	2018. 8. 23

「ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の開設届」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：環境資源部3R推進課）は「部分公開決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第7号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018. 5. 18	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 6. 4	諮問年月日	2018. 10. 4

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部職員課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第8号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018. 5. 18	決定内容	部分開示
---------	-------------	------	------

審査請求年月日	2018. 6. 4	諮問年月日	2018. 10. 4
---------	------------	-------	-------------

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：財務部財政課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

## 2018年度第9号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018. 8. 6	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 8. 27	諮問年月日	2018. 12. 4

「道路管理課 要望対応表 18-2121（管理番号）個人宅の公道上に違法に設置されている防犯カメラを黙認している理由。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

## 2018年度第10号事件（個人情報開示請求）①

開示請求年月日	2018. 7. 31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 8. 23	諮問年月日	2018. 12. 20

「市民協働推進課にある〇〇に関連する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：市民部市民協働推進課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

## 2018年度第10号事件（個人情報開示請求）②

開示請求年月日	2018. 7. 31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 8. 23	諮問年月日	2018. 12. 20

「道路管理課にある〇〇に関連する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

## 2018年度第10号事件（公文書公開請求）③

開示請求年月日	2018. 6. 19	決定内容	非公開
審査請求年月日	2018. 8. 23	諮問年月日	2018. 12. 20

「2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について（報告）」の「顛末等」4行目に示された、3R推進課と交わした相談などのすべての情報。」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部法制課）は「非公開決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

## 2018年度第11号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2018. 7. 20	諮問年月日	2018. 12. 28
---------	-------------	-------	--------------

答申年月日	2019. 10. 3	答申内容	原処分維持
裁決年月日	2019. 11. 22	裁決内容	答申のとおり

実施機関（処分担当課：財務部資産税課）は審査請求人に対し、2018年5月1日付で、非住宅用地としての固定資産税・都市計画税課税処分を行いました。請求人から住宅用地としての固定資産税・都市計画税課税処分を求める審査請求があり、審査会にて審査の結果、2019年10月3日に答申がありました。

2018年度第12号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2018. 9. 20	決定内容	不存在
審査請求年月日	2018. 10. 9	諮問年月日	2019. 1. 23

「町田市の公立保育園5園各園の平成29年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類。（仕分け科目は小分類まで記載したもの）」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：子ども生活部子育て推進課）は「不存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第13号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 8. 27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 11	諮問年月日	2019. 2. 26

①『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6の4-5行目。

「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないので、強い指導は考えていない」を「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないとしたが、（2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。）にもかかわらず、強い指導は考えていない」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

②『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過5の2-3行目。

「側溝上部内におさまりに通行に支障ないため様子を見る事とした。」を「側溝上部内におさまりに通行に支障ないとしたが（2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。）にもかかわらず、様子を見ることとした。」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

①『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、要望内容

「公園の東側に目隠しで植えられたカイヅカイブキは、敷地内の枝を打ち払い、道路に越境させて、長年法令に違反して管理されている。その上、他に保管余地があるにもかかわらず越境した生垣の中にちり取りを放り込んで保管しており、法令違反は悪質。敷地内に溝をほって、公園西側から道路に雨水とともに浸食した土砂が流出するようにすることで、むやみに道路を汚して法令違反をしている。と通報。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

②『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過1、6行目

「構造だった。雨が降ればむやみに道路を汚すことになるため埋めた。雨で土砂が浸食しないように南側公園のように芝を張るなどするのが望ましいが、田んぼの畔のように雑草の根を残して刈るだけでもいいのではないかと提案した。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

③『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過2、1行目

「・・・数度来庁し、法令違反に対して指導してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

④『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過4、1行目

「・・・来庁。管理課として〇〇自治会の法令違反と認識しているのかについて確認を求めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

⑤『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6、2行目

「・・・しつこい、法令違反行為を繰り返しており極めて悪質である。また6月の〇〇担当課長の発言について、〇〇自治会の管理行為を法令違反と認めているのかどうかの回答を求めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

⑥『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票17-7997、経過2、3行目

「・・・電話（〇〇）。市にむやみに道路を汚したり道路に越境させた生垣の中にちり取りを保管する等、〇〇〇自治会の法令違反を繰り返し指摘し指導を要望しても強く指導しないために、〇〇〇自治会は対応しないというより、むしろ土を掘り返し水路を拡大していっそう土砂の侵食と流出をしやすくして、雨が降れば、今回のように以前にも増してむやみに道路を汚すことの繰り返しになっているのだから、また法令上道路は市の管理下にあるのだから、可能なら市で清掃してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第15号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 10. 4	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 25	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月10日付18町市協第72号の2、個人情報記録の件名2、2017年度要望相談受付簿項21枝9対応内容欄14行目

「了承」を、「断る。話し合いの場で自ら要望者であることを名乗る。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：市民部市民協働推進課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第16号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 11. 8	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 12. 4	諮問年月日	2019. 3. 13

【2018年11月7日付18町政聴第42号『タイトル「合同相談会」は「アーバンネットと町田市との合同相談会」』『4行目「解決に向けた専門的～あくまでも助言」、について、「相談員が町田市の責任において適正なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする」』に訂正。】という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第17号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 11. 27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 12. 20	諮問年月日	2019. 3. 13

『2018年11月22日付18町政聴第44号「共催の件」について

5行目行政書士は以降「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡をなさいとアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任をもって対応解決する。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。



町田市行政不服審査会  
2017年度第1号事件  
(審査請求人 ○○○○)

2019年7月17日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2017年5月2日付け17町総法第16号(2017年度第1号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○が2016年10月11日付けで処分庁町田市長に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2016年10月24日付け16町地障第1787号で行った個人情報非開示決定処分のうち、第5 審査会の判断において開示すべきであるとした部分は開示すべきであるが、その余を非開示とした処分庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2016年10月24日付け16町地障第1787号をもって行った個人情報非開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条の規定により、2016年10月11日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、個人情報開示請求を行った。なお、請求内容を示す個人情報記録の件名又は内容については、要約すると次のとおりである。

(個人情報記録の件名又は内容の要約)

本人と本人の娘の母子分離に至る相談、回答、対応、病状等、過去8～9年の記録すべて

- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2016年10月24日付け16町地障第1787号「個人情報非開示等決定通知書」(以下「非開示決定通知書」という。)により本件処分を行った。処分の内容としては、審査請求人に係る「障害者虐待防止法に基づく通報書(以下「本件対象文書1」という。)」及び「障がい者虐待相談受付・ケース記録(以下「本件対象文書2」という。)」を開示請求の対象と特定し、そのすべてを非開示として、次の請求に応じない理由とともに決定した。

(請求に応じない理由)

- ・ 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当  
第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。
- ・ 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当  
開示することにより、市の事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2016年12月27日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2017年3月8日付け16町地障第2992号「弁明書」により弁明した。
- 5 これに対し、審査請求人は、審査庁に対して、「反論書」を提出していない。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2017年5月2日付け17町総法第16号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 当審査会は、次のとおり調査審議を行った。
  - 2017年6月26日 審議
  - 2018年11月27日 審議
  - 2018年12月21日 処分庁に対する事情聴取
  - 2019年1月25日 審議
  - 2019年2月26日 審議
  - 2019年3月20日 審議
  - 2019年4月26日 審議
  - 2019年5月31日 審議
  - 2019年6月28日 審議
- 8 処分庁は、2018年12月21日の事情聴取において、審査会から、非開示決定通知書の「請求に応じない理由」欄の記載が不十分かつ不適切である旨の指摘を受けたため、2019年1月25日の審議に、補充資料を提出した。この補充資料には、開示できない部分、(本件条例第21条第1項の)適用号、適用の基礎となる事実関係、理由、備考の各欄があり、それぞれ個別具体的に記載されていた。また、適用号については、非開示決定通知書から一部修正されていた。
- 9 調査審議の間、当審査会は、処分庁に対する事情聴取の要請と同時に、審査請求人に対する口頭意見陳述の意向確認を行い、審査請求人から陳述する旨の回答を受けた。しかしながら、当審査会が陳述日を設定するたびに、審査請求人は、陳述日直前での陳述延期の申出を繰り返した。そのため、当審査会では、審査請求人に、本件の審査が終結するまでの間であれば口頭意見陳述の申出を受け付ける旨を通告した上で、調査審議を進めたものである。なお、口頭意見陳述の要旨を記した書面が、審査請求人から郵送で提出されており、2019年3月19日付けで受け付けている。

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

##### 1 審査請求人の主張

###### (1) 審査請求書における主張

審査請求人は、審査請求書に、審査請求の理由として次のように記した上で、審査請求に係る処分を取り消す裁決を求めている。

###### (審査請求の理由)

娘の一生の問題をいちじるしく大きな問題とされ、母（私）の人権もある。（あまりに一方的な問題とされている。）

###### (2) 口頭意見陳述の要旨を記した書面における主張

また、審査請求人による口頭意見陳述の要旨を記した書面の内容は、要約すると次のとおりである。

###### (口頭意見陳述の要旨を記した書面の内容の要約)

現在私は法的措置（障がい者虐待防止法）として対処され、娘は保護されていますが、そこに至るまでにあらゆる関係先（機関）に入って頂いておりました。

当初、私の病状悪化の状況から、娘に負担を掛けたくないと思い、障がい福祉課の担当者に相談を重ね、かかりつけの〇〇病院のカンファレンスが入った事で、私の依頼として娘の施設を探して頂く事と成りました。

途中から、担当者より連絡がなくなってしまいましたが、それは私がことごとく施設を断り、娘を施設に入れる気が無いと判断されたからであると、開示請求の内容で知りました。

また、当時の状況で、相談内容も、病院等の関係先が入っていても事実では無い内容が記載され、それに基づく対応だったという事もわかりました。

事実を確認するためには、裁判しかない、という状況です。

娘の個性を認めて頂けなかった相談内容の記載と成っており、それまで関わって下さった学校、作業所、障がい福祉課、病院、緊急一時で対応して下さったヘルパーステーション等、と過去にさかのぼっての調査まで必要に成っております。

非開示の部分を教えて頂ける様、どうか宜しくお願い申し上げます。

## 2 処分庁の主張

### (1) 本件対象文書1を非開示とした理由

本件に係る障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づく通報書（以下「通報書」という。）を開示することは、通報者が特定されることにより審査請求人からは第三者である通報者の権利利益を侵害する恐れがあり、本件条例第21条第1項第3号に該当することから、非開示決定したものである。

また、障害者虐待防止法第8条では、「当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定しており、実施機関には、当該規定に基づき、通報者保護のために必要な措置を講ずる義務がある。

したがって、実施機関が通報書を開示することは、当該規定に違反することが明らかであり、部分開示することも、開示された部分から通報者が特定される恐れがある以上、適切ではないと考える。

### (2) 本件対象文書2を非開示とした理由

本件対象文書2は、障害者虐待の通報等を受けた際の実施機関の記録である。その内容の根幹は、「緊急性の判断」「対応方針の策定」「事実の確認と記録」であり、本件対象文書2には、養護者の意に沿わない情報が含まれている可能性がある。

よって、本件対象文書2の開示を前提とすると、支援にあたっての評価判断を委縮させ、記録内容の形骸化を引き起こす等、今後の障がい者虐待防止事業の適切な実施を著しく困難にする恐れがある。

また、本件対象文書2を開示することにより、養護者との関係に支障をきたすことが懸念され、養護者に対する適切な相談支援が困難となることも考えられる。

さらに、本件対象文書2には、通報者を特定する情報も含まれている。

このように、本件対象文書2を開示することは、通報者の権利利益を侵害し、障がい者虐待防止事業の目的を失わせ、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められ、条例第21条第1項第3号及び同項第6号に該当することから、非開示決定したものである。

### (3) 補充資料において修正、追加した非開示の理由

本件対象文書1については、本件条例第21条第1項第3号の適用ではなく、同項第1号及び第6号の適用に修正している。通報者が特定されることは、障害者虐待防止法第8条の義務に違反することから同項第1号に、通報書の内容が明らかになることは、事務事業の実施を困難とすることから同項第6号にそれぞれ該当するとしたものである。

また、本件対象文書2については、本件条例第21条第1項第3号を適用せず、同項第6号に追加して、同項第1号を適用している。通報者が特定されることは、障害者虐待防止法第8条の義務に違反することから同項第1号に該当するとしたものである。

なお、事情聴取において、処分庁は、「請求者（審査請求人）は対象文書において第三者に

当たる」旨を主張したが、補充資料では、その旨を主張していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件各対象文書の内容・性質

#### (1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第7条第1項に基づき、養護者によって虐待を受けたと思われる障害者を発見した者が、当該障害者虐待に係る内容を当該通報者が任意に作成した様式によって通報する文書である。当該文書には、通報の内容のほか、通報者の氏名、通知年月日、障害者虐待を行った養護者の住所・氏名・続柄、当該障害者虐待の対象となった障害者の住所・氏名・生年月日・性別などの事項が記載されている。

#### (2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、養護者である本件審査請求人によって行われたとされるその被養護者となっている障害者への虐待に関する相談記録文書である。当該文書には、開催された会議ごとに、その日時・場所・出席者・議事が当該項目ごとに整理されて記載されている。ただし、出席者の項目には、所属部署と人数が記入されているのみで、個人名は一切記入されていない。また、議事の項目には、議事の主題のみが記入されており、議事の具体的な内容は一切記入されていない。

### 2 本件対象文書1に係る非開示事由該当性の判断

処分庁は、本件条例第21条第1項第1号を主な根拠として、本件対象文書1を非開示としている。

障害者虐待防止法は、養護者によるその被養護者となっている障害者に対して行われる虐待を防止するなどの観点から、「養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下、略）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」（障害者虐待防止法第7条第1項）と定めて、養護者による障害者虐待を発見した者にその通報を義務付けている。そして、当該通報は、とりわけ、職務上その事実を比較的容易に知ることのできる者から行われることが想定されることから、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。」（障害者虐待防止法第7条第2項）と定め、守秘義務を課されている者が当該通報によって当該義務を定める法律の規定の違反等に問われることがないことを確認することによって、当該通報が容易かつ確実になされることを確保している。

また、通報書の記載内容には通報者を推知させる部分があるが、障害者に対する虐待行為を行っている養護者が当該通報を行った者の氏名や所在地等を知ることになれば、当該通報者に対する迫害行為などを行うおそれもまた容易に想定されうるため、障害者虐待防止法では、あわせて、市町村が当該通報を受けた場合においては、当該通報を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報をした者を特定させるものを漏らしてはならないことを規定して（障害者虐待防止法第8条）、そのような迫害行為等から当該通報者の生命、身体等の安全も確保しようとしている。

これらのことにより、当該通報を通じて、養護者によるその被養護者となっている障害者への虐待を防止し、かつ、障害者の生命、身体の安全をできるだけ速やかに確保することが企図されている。

したがって、市町村が当該通報を受けた場合においては、当該通報を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報をした者を特定させるものを漏らしてはならないことを規定する障害者虐待防止法第8条の規定内容から判断すると、本件対象文書1は、非開示事由として明定されている「法令秘」（本件条例第21条第1項第1号）に該当することを理由として非開示と判断されるべきものである。

よって、処分庁の判断は妥当である。

### 3 本件対象文書2に係る非開示事由該当性の判断

処分庁は、本件条例第21条第1項第1号及び第6号を根拠として、本件対象文書2を非開示としている。

本件対象文書2の各記載項目に記載されている内容のうち、本件対象文書1との関係において通報者を推知させる記載内容については、非開示事由として明定されている「法令秘」（本件条例第21条第1項第1号）に該当することを理由として当該記載内容を非開示とすることは適法であるということが出来る。したがって、この点から、別表に記載した出席者の項目の一部に関する処分庁の非開示の判断は妥当である。

また、障害者に対する虐待の防止のための各種の事務事業を将来にわたり円滑かつ効果的に実施していくためには、関係する各種の連携機関から必要な情報をはじめとして様々な協力を得ることが必要不可欠であると考えられることから、当該事務事業に係る連携機関名及びこれに直接結びつく記載を開示することは、本件審査請求人が実際に出席した会議において知り得たものを除いて、当該事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にさせると認めることが出来る。したがって、本件審査請求人が実際に出席した会議を除くその他の会議に関して記載されている連携機関名等の出席者に関する各情報、具体的には別表に記載した各部分を、事務事業情報該当性（本件条例第21条第1項第6号）を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

しかし、それら以外の記載は、当該記載の具体的なあり方から判断する限り、それを開示したとしても、障害者虐待に関する相談対応業務の実施の目的を失わせることになったり、あるいはまた、当該業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にさせたりすると認めすることは出来ない。それ故、そのような記載は、非開示事由として明定されている事務事業情報該当性（本件条例第21条第1項第6号）を理由として非開示とすることは認められない。したがって、処分庁が、別表において指摘した記載部分を除いた他の記載部分を、本件条例第21条第1項第6号を理由として非開示とした当該決定は、違法であって、取り消されるべきものと判断される。

### 4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 付言

本件対象文書2は、「障がい者虐待相談受付・ケース記録」である。このような文書は、障害者虐待に関する相談が寄せられた場合に当該相談内容等を記録する文書であり、当該ケース記録は、その文書を作成しておくことにより、担当職員の異動が生じた場合にも、過去の経緯等を踏まえた継続的な相談対応など障害者に対する虐待の防止のための各種の事務事業を可能とするために作成されるものであるから、相談内容及びそれへの対応の仕方などができる限り具体的にかつ正確に記載されていることが、当該事務事業を継続的に適正に遂行する上において必要不可欠と考えられるものである。したがって、当該文書の様式が法令によって特定されておらず、当該相談内容等の記載が担当機関によってケースごとに適切と判断された形式によって行われるとしても、当該ケース記録の果たす前述の役割に鑑みれば、その役割を果たすべく、相談内容及びそれへの対応の仕方などができる限り具体的にかつ正確に記載されていることが最低限要請されるものと考えられるものである。実際に本件対象文書2より前の事案について作成されている他の事案のケース記録には相談内容などが記載されている。

本市は、市の保有する情報を公開し、市が市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする町田市情報公開条例（平成元年条例第4号）、及び、市民が自己に関する個人情報の主体であることに鑑み、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的な人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする本件条例を制定、施行し、情報公開制度及び個人情報保護制度を運用している。この両制度が適正

に運用されるためには、個人情報をはじめとする各種の情報が公文書（町田市情報公開条例第2条第2号、本件条例第2条第7号）に必要かつ十分に記録されていることがなにより重要であり、かつ、前提となる。個人情報をはじめとする各種の情報が必要かつ十分に記録された公文書が当初から作成されないことになるならば、記録に係る実務に支障を生じさせるとともに、本市の情報公開制度・個人情報保護制度において、上記の各条例に定められている当該制度の目的を果たすことができなくなる事となる。そのような不適正な公文書作成がなされることは、本市における情報公開制度・個人情報保護制度の自殺行為とも評し得る。各種の情報が必要かつ十分に記録された公文書が適正に作成されることは極めて重要なことである。

加えて、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）は、国等の諸活動等の記録である公文書等が、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」に鑑みて、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、ひいては、国等の「有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされる」ことを目的とし（同法第1条）、この目的を達成するために、国等の職員には、その所属する「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」に行政文書（同法第2条第4項）を作成することを義務付けている（同法第4条）。

この理は、地方公共団体がその事務事業の実施等の諸活動を行うにつき、その職員が職務上作成し、又は取得する文書であって、組織的に用いるものとして、当該地方公共団体において保有されるもの（行政文書）にも、同様に等しく妥当するものである。なるほど、公文書管理法自体は、地方公共団体（及びその職員）には直接適用されるものではない。しかし、同法は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」（同法第34条）と明文の規定をもって定めていることに鑑みれば、「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」に行政文書を作成すべきことは、地方公共団体の行政文書についても同じように妥当すると考えるのが素直である。

本件対象文書2が、その対象とする事案より前の事案について作成されている障がい者虐待相談受付・ケース記録の文書とはまったく異なり、相談内容などを具体的に記載しないという方式で作成されているのは、事後の訴訟の可能性を想定してのことのようである。しかし、例えば、本件対象文書2の非開示決定処分取消しを求める訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項）を想定してみると、本件条例において非開示とされる事由が明定されており、かつ、当該事由は、本件条例に限らず、本件条例に相当する他の地方公共団体の条例や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）にも、共通して一般的に定められており（例えば、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条）、それ故、適正なものであるから、本件条例に定める非開示事由に該当する情報であれば、裁判所においてもまた非開示と判断されるものであり、実施機関が懸念していると思われる、裁判によって事後的に当該情報が開示されるという事態が生じることはないものである。また、一般に、本件対象文書2が文書提出命令の申立ての対象とされた場合であっても、民事訴訟法（平成8年法律第109号）は、裁判所が提出を命ずることとなる文書が「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」（第220条第4号ロ）であれば、それについては、まずは、当該文書の所持者にはその提出を義務付けていないこと、また、仮に、公務員の職務上の秘密に関する文書について同法第220条第4号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合でも、裁判所は、その申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁の意見を聴かなければならないものとすることによって（同法第223条第3項）、同法第220条第4号ロに該当する文書の提出の要否が適正に判断される仕組みとなっている。

このような法制上の仕組みも考慮するならば、訴訟への対応の必要性の有無を問わず、正当な

理由や根拠なく、その内容が本件審査請求人に明らかになることはないものである。

したがって、各種の情報が必要かつ十分に記録された公文書が当初から適正に作成されることは、やはりなによりも重要であって、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように公文書（行政文書）を作成する公文書管理法の趣旨に沿った公文書の作成が強く要請される。それ故、本件はもとより、将来に向けて各種の行政文書の作成が、前述した公文書管理法の趣旨に適合した形で適正に作成されることを強く求めるものである。

## 別表

会議の番号	非開示が妥当である部分
2、6、11、 15、16、35、 37	場所欄すべて 出席者欄のうち、障がい者虐待防止センター以外の出席者に関する記載（その人数を含む。）
10、12、18、 23、26、28、 32	出席者欄のうち、障がい者虐待防止センター以外の出席者に関する記載（その人数を含む。）
13、14	場所欄すべて 出席者欄のうち、障がい者虐待防止センター及び子ども家庭支援センター以外の出席者に関する記載（その人数を含む。）

町田市行政不服審査会  
2017年度第3号事件  
(審査請求人 ○○○○)

2020年1月15日

答 申

町田市議会議長 若林 章喜 様

町田市行政不服審査会  
会 長 野 村 武 司

2017年5月2日付け18町市議第55号(2017年度第3号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人○○○○が平成28年10月28日付けで処分庁町田市議会議長に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2016年11月11日付け16町市議第434号の2をもって行った公文書不存在決定処分のうち、第5、4 結論において不当であるとした部分は取り消されるべきであるが、その余を不存在とした処分庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2016年11月11日付け16町市議第434号の2をもって行った公文書不存在決定処分を取り消し、さらに請求対象文書を特定した上で、特定したすべての文書を開示するとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という。)第4条の規定により、平成28年10月28日付け「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切。」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2016年11月11日付け16町市議第434号の2「公文書不存在決定通知書」により、請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていないことを理由として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市議会に対して、本件処分を不服として平成29年1月29日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2017年4月7日付け17町市議第17号「弁明書」により弁明した。
- 5 これに対し、審査請求人は、審査庁に対して、平成29年4月12日付け「反論書」を提出した。
- 6 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2017年5月2日付け17町市議第55号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
  - 2019年5月31日 審議
  - 2019年6月28日 審議
  - 2019年7月26日 処分庁への事情聴取
  - 2019年8月23日 審議
  - 2019年9月27日 審議
  - 2019年11月8日 審議



## 第4 審査請求人と処分庁の主張

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、次の理由により、処分庁の公文書不存決定処分を取り消し、さらに請求対象文書を特定したうえで、その全てを公開するとの決定を求めている。

また、公益上の理由による裁量的公開を実施すべきであるとも主張している。

#### (1) 審査請求書における主張

文書の探索が不十分である。また、対象文書を情報公開条例解釈上の適用除外又は不存と判断することは違法である。

本件請求の対象となる相模原事件の性質から、公開することに公益上の理由がある。

市議会において請求内容に関連する一般質問がされているが、その質問のための事前・事後の協議内容や遣り取りの記録、パネルや配布資料の申請書類、議員や傍聴者への配布資料等も特定すべきである。

#### (2) 反論書における主張

議会、議長等に宛てて意見書・抗議書・要望書等が、議員や議員団、政党や政治団体、市民や団体等から提出されている可能性がある。また、問い合わせ等があれば、その際に取得作成された文書が存在するはずである。さらに、議員による市議会での質問があれば、テロップやその内容を記録したもの、その申請書類、議員・職員・傍聴者への配布資料、相模原事件に関する電子メール、当該定例会における文書、議長が保有する文書等が存在するはずである。

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、不存又は文書の特定で審査請求をされた場合、再度、文書を探索するものであり、その作為義務がある。しかし、本件では、弁明書の記載からは何ら探索していない。紙媒体の「その他」の公文書ファイル、電子メールの迷惑フォルダ、ごみ箱フォルダ等を今一度探索すべきである。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、公文書不存決定通知書及び弁明書において、次のとおり主張している。

処分庁では、請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていない。なお、平成28年町田市議会定例会において請求内容に関連する一般質問がなされており、一般質問通告書、一般質問の映像記録、町田市議会会議録に請求内容に関連すると思われる記録が存在する。しかし、これらの記録については、町田市議会ホームページ上で公開しており、また、町田市議会会議録については、加えて議会図書室、図書館、総務部市政情報課においても閲覧に供していることから、本件条例第13条第2項に規定する適用除外に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求対象文書について

本件請求に対して、実施機関は「平成28年7月26日神奈川県立津久井やまゆり園において発生した事件に関する情報一切」と請求対象を特定し、「請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていない」と不存決定を行った。併せて、公文書不存決定通知書の不存理由において、本件事件に関して議会で質疑が行われ、関連文書が存在するとしている。存在しているのは一般質問通告書、議会における質疑の映像記録、会議録であるが、これらは実施機関のホームページで公開され、かつ会議録は議会図書室、図書館及び市政情報課にて閲覧にも供されていることから、本件条例第13条第2項の規定により本件条例の適用除外であるとしている。

審査請求人はこれに対し、実施機関の請求対象文書の特定に不服を申し立て、議会質問のための事前・事後の協議内容や、パネルや配布資料の申請書類、議員や傍聴者への配布資料、議会や議長等に宛てに提出されている意見書・抗議書・要望書等、問合せ等をした場合の取得作成文書、事件に関するメールなどが存在するはずとしている。また、存在する各文書が本件条

例第13条第2項に該当しないことを主張している。

本件審査請求には、請求対象文書の特定及び探索と、本件条例第13条第2項の該当性の二つの争点がある。

## 2 本件請求対象文書の特定及び探索について

### (1) 本件請求対象文書の特定について

実施機関は、事件発生後に議会として何らかの組織的な対応をしなかったこと、議員からの事件に関連した調査依頼がなかったことから、「平成28年7月26日神奈川県立津久井やまゆり園において発生した事件に関する情報一切」という請求対象に関して、議会において行われた議員による一般質問に関する文書を特定して探索等を行った。

### (2) 探索範囲について

本件請求を受けた実施機関の請求対象文書の探索範囲について当審査会で聴取をしたところ、次のとおり説明があった。

紙文書については、キャビネット内のフォルダごとに分類されて保管されていることから、通常の探索では、事件発生時点の年度から請求があった日までのそれらの文書を1件ずつ確認し、請求対象範囲に対応する文書か否かを特定している。本件請求に関しては、やまゆり園事件発生後に、議員からの調査依頼がなく、実施機関として情報収集等を行う機会はなかったが、議員からの一般質問があったため、実施機関のキャビネット内で一般質問の通告書について探索を行った。

電子文書については、関係機関から通知を収受した場合、総合文書管理システムで決裁・供覧を行い、保存していることから、通常の探索では、同システムを複数のキーワードと日付で検索している。本件請求に関しては、同様の検索を行ったが、該当するものが存在しなかった。また、その他の電子文書が保存されているファイルサーバについても、同様に検索したが該当する文書は存在しなかった。

なお、電子メールについては、当審査会の聴取の時点では、本件請求を受けて適切な探索を行われていたか否か確認できなかったが、追って実施機関から、本件請求に関して、本件請求当時、実施機関内の組織ID、職員個人IDともに探索したが、該当する電子的に保存されている電子メールが存在しなかったとの報告があった。

### (3) 実施機関の対応及び判断について

実施機関は、やまゆり園事件に関連した施策を所管しておらず、また市内の関係施設や関係機関について対応する必要がある業務を所管しているものでもない。関係機関からの通知や連絡は、通常、当該通知等の内容や業務を所管する部課で収受され、必要に応じて庁内や関係機関との情報共有などの対応がなされるが、実施機関はこの範囲に通常は含まれていないと解するのが相当である。

一方、大きな社会問題が起これば、実施機関としての状況の把握や、事案によっては議会としての対応が必要となる場合もあり、議員の問題・課題意識に応じて、議員からの調査依頼がなされることや議会質問等がなされることはあり得る。それらに伴い文書が作成・取得されることになるので、本件請求を受け、実施機関としては事件について調査や情報収集等を特段行わず、組織的な対応も行わなかったことを前提とすると、事件を受けて行われた議会での質疑に関連した文書の探索・特定を行ったことは、不合理とは言えない。

また、事件発生から本件請求が行われるまでの期間に開催された議会は2016年第3回定例会のみであり、当該定例会において本件請求に関連するものは一般質問が1件あるのみであった。議員の質問前の資料収集や所管課からのヒアリング等が、必ずしも議会事務局を介して行われるとは限らないことを踏まえると、実施機関の文書の特定について、探索によって既に特定されている文書以外に関係文書が存在しないことについて、特段不自然な点があるとは言えない。

電子メールについては、本件請求時点での探索は組織ID、個人IDともに行っているとのことである。また、本件審査請求を受けて再探索した結果、該当する電子メールが確認できないとのことである。前述の通り、実施機関が事件を受けて直接的な対応を必要とする業

務を所管しているとは言えず、電子メールによる文書等の收受や関係機関との連絡があったという根拠も見出しにくく、実施機関の判断は妥当である。

### 3 本件条例第13条第2項の該当性について

#### (1) 本件条例第13条第2項について

本件条例第13条第2項は「この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館その他これに類する施設において市民に利用に供することを目的として管理している図書、図画等の公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない」と規定している。この趣旨は、実施機関の一部をなす図書館その他これに類する施設が管理する図書、図画等も本件条例第2条第2号の定める「公文書」の定義に合致するが、各施設等が図書等を貸し出すなど一般の利用に供する目的でこれらを管理し、かつ閲覧、貸出等について固有の完結的な方法が決まっているものについては、当該施設等の設置目的、役割に照らして情報公開条例に基づく公開請求権の対象から除外していると解すべきである。

本件条例に関する解釈基準も「図書館等の施設において、一般の閲覧に供し、または貸し出すことを目的として収集、整理、及び保存されている図書、資料類は、当該施設の利用規則等に従い閲覧等を行うこととし、この条例を適用しないものとする」（「情報公開ハンドブック」）としており、同趣旨を示している。

#### (2) インターネットでの公表について

本件請求では、①一般質問通告書、②市議会の映像記録、③市議会会議録が存在する文書として特定され、これらについては本件実施機関のホームページに、加えて③については議会図書室、図書館、市政情報課において配架され閲覧可能であることを理由に、本件条例第13条第2項に該当して本件条例は適用除外であると実施機関は判断している。

これらは確かに本件実施機関のホームページで公開されているところである。実施機関によると、②については、過去の議会運営委員会で4年間の保存予定との答弁があったことを踏まえて、最低4年は公表しサーバ容量の残量を見て削除する運用が行われ、2014年に2008年の映像データを削除したのを最後に、削除実績はないとのことであった。また、①などのテキストデータについては、お知らせ画面や更新情報以外は削除ないし非公開としない運用を行っているとのことであった。そのため、実態としてインターネットで相当期間公表状態にある。

ホームページには、一般への情報提供を目的にさまざまな情報が一定の基準により掲載されているが、どのような情報を掲載するかという具体的な判断は、各実施機関及び各部課において行われている。そのため、掲載される情報はホームページ用に作成されたコンテンツのほか、公表用資料、公表手段としてホームページが選択されたことで掲載されているものなど、その内容や性質がさまざま、図書館と同程度と言えるほどの明確な役割や目的があるとは言えない。結果的に、すでにホームページに掲載されている情報に対する実施機関側の認識や把握の度合いによって、本件条例に基づく公開請求の対象になるか否かの判断が左右されることも起こり得る。

したがって、本件条例第13条第2項の定める、施設等において「一般の閲覧に供し、または貸し出すことを目的として収集、整理、及び保存されている」場合と同程度にみなして、ホームページへの掲載情報を適用除外とすることは、本件条例の規定の趣旨に合致しているとは言えず、本項に該当することを理由とした不存在決定は妥当ではない。

もっとも、この判断は、請求対象範囲にホームページに掲載されている情報が含まれていた場合は、その旨を請求者に教示することが望ましいことは言うまでもなく、こうした運用を妨げる趣旨ではない。

#### (3) 議会図書室、図書館、市政情報課での配架について

実施機関は、議会図書室や図書館、市政情報課に会議録が配架されていることを本件条例第13条第2項に該当する理由として挙げている。

確かに、これらの場所で会議録が配架されている事実が認められるが、本件条例第13条第2項の規定では、議会図書室、図書館、市政情報課の情報コーナーで管理されている当該会議録そのものが情報公開請求された場合について適用除外できると解すべきである。本件

請求の場合、議会図書室で管理されているものについて請求されているわけでないことから、実施機関として作成・取得した文書として管理している会議録を公文書として特定すべきであって、本件条例第13条第2項に該当するとして不存在決定したことは妥当ではない。

もっとも、請求対象文書が図書館や市政情報課において閲覧等が可能であることを請求者に教示することが望ましいことは言うまでもなく、こうした運用を妨げるものではない。また、実施機関職員が、図書館等で貸し出しを受けた図書等を執務スペースで一時的に保管している場合も、当該図書等は図書館等の施設により貸し出すことを目的に管理等されているものが、その目的に照らして貸し出されているに過ぎないことから、本件条例第13条第2項の適用を受けることは明らかであり、請求対象には当たらない。

#### 4 結論

以上の通りであるから、実施機関の行った不存在決定のうち、これまでの探索で存在が確認された文書である①一般質問通告書、②市議会の映像記録、③市議会会議録に対する決定については、本件条例第13条第2項に該当せず不当である。

#### 第6 付言

ホームページでの公表情報については、本件条例第13条第2項とともに、関連する規定として本件条例第2条第2号ただし書きがあり、公文書の定義該当性の問題もあるので、この際、付言として意見を述べておく。

本件条例第2条第2号では「公文書」の定義を定めているが、ただし書きで「広報、書籍その他不特定多数の者に提供し、又は販売することを目的として作成されたものを除く」としており、ホームページでの情報公表は、「その他不特定多数のものに提供（中略）することを目的として作成されたもの」に該当するとも解し得るところである。このただし書きについては、『広報まちだ』や『まちだガイド』など配布することを目的として、また、販売することを目的として作成されたもの（有償刊行物）のように、一般に容易に入手が可能なものについては、情報公開制度を利用する必要性が乏しいと考えられることから、制度の対象外とする」（「情報公開ガイドブック」）と解されている。

『広報まちだ』や『まちだガイド』のようなものは、ホームページにおいてダウンロードできるように提供されていたり、コンテンツのアクセシビリティを確保するためにテキスト化して掲載するなど、頒布手段としてホームページが選択されることもある。しかし、本件条例第2条第2号ただし書きは、公表手段として何を選択したのかによる選別を趣旨としているというより、『広報まちだ』や『まちだガイド』をはじめとする広報や書籍あるいは有償刊行物に類する、公表や販売を目的に一つの完結的な作品として形成されているものを想定していると解すべきである。

したがって、ホームページに掲載されていることをもって直ちに「その他不特定多数のものに提供（中略）することを目的として作成されたもの」と判断することはできない。

なお、ホームページに掲載されている情報が情報公開請求された場合、一般的な運用として、①請求対象範囲のうちホームページに掲載されているものについては請求者に別途教示する、②公開実施段階で教示し入手方法の選択肢が写しの交付以外にあることを周知する、などがあり、こうした運用はむしろ積極的に行われるべきである。